

令和7年 第6回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年6月20日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和7年6月20日 金曜日
3. 開会の日時 令和7年6月25日 水曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(16名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	4番	平 博 之 委員
5番	青 木 久美子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
14番	井 渕 博 昭 委員	15番	鈴 木 淳 一 委員
16番	高 橋 剛 委員	17番	寒 河 江 忠 委員
6. 欠席委員(1名)

13番	鈴 木 憲 一 委員
-----	------------

事務局職員出席者

高 橋 嘉 樹 事務局長	三 浦 美佐子 補 佐
井 上 克 俊 係 長	深 瀬 柊 介 主 事

議 事 日 程

- 令和7年6月25日 水曜日 午前9時22分開会
- | | |
|------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第8号 非農地証明願について |
| 日程第3 | 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第21号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから令和7年第6回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告員は、議席番号13番 鈴木 憲一 委員であります。

よって、ただいまの出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数をいたし、定足数に達しております。

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、議長より指名させていただきます。

議席番号1番 平子 良之 委員、議席番号2番 片倉 功 委員のお2人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第2 報告第8号 非農地証明願について事務局より説明を受けます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第8号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この1件についてご質問ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

ご質問がないようですので報告を終わります。

次に日程第3 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第19号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。これより、担当地区委員の現地調査報告を求めます。

○ 10 安部 剛 委員

本来ならば鈴木憲一委員が担当している地区でありますけども、鈴木委員がちょっと体調崩していますので、私が代わりに聞き取りをしてきました。

今、事務局から説明あったように、1年前ですけども、譲渡人〇〇〇〇さんが、譲受人●●●●●のちょうど隣を宅地として分譲しております。場所ですけど、△△△線の△△△店より200mぐらい行った左側にあります。宅地として売る際、譲受人が「私も畑作りしたいから、幅2m・奥行きが22mほど譲ってくれないか」ということで、譲渡人も快く「そういうことであればよろしいでしょう」と。譲受人も自分の宅地の中で畑をやっているということで、何ら荒らすこともないということで、問題ないと報告したいと思います。よろしくお願いします。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。農地法第3条の規定による許可申請1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請 1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

はい。挙手全員であります。よって、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請1件について、これを許可することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第20号朗読後、説明 —

今月は2件でございます。1番 五十川の1筆で地目が畑、面積が365㎡でございます。権

利種別は所有権移転。譲渡人：寒河江市在住の〇〇〇〇氏、譲受人：白鷹町在住の●●●●氏となっております。転用目的：一般住宅の建築です。概要：現在、譲受人が住んでいるアパートが手狭になったことにより、当該地に新築するため、申請するものでございます。続いて、費用面ですが土地取得費として総額■■■万円、建築費としまして■■■万円、その他として■■■万円の総額■■■万円となっております。要件ですが、当該地は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第 1 種農地に該当するため原則として許可できませんが、集落に接続するため許可は可能となります。続いて造成は、現状の状態で建築可能とのことで造成は行いません。法面措置についても行いません。取排水は上水道及び公共下水道、雨水は地下浸透です。続いて図面等ご覧ください。位置関係についてですが、北側は畑及び原野、南側は道を挟んで宅地、東側は道を挟んで畑及び原野、西側は原野及び宅地となっております。周囲への影響についてですが、建物の高さを加減するため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。続いて、2 番。時庭の 2 筆になります。こちらも地目が畑。面積の合計が 961 m²でございます。権利種別は所有権移転。譲渡人：時庭在住の〇〇〇〇氏、もう 1 名が飯豊町在住の□□□□氏です。譲受人：株式会社●●●●代表取締役 ●●●●氏。転用目的：資材置場の設置。概要：譲受人の●●●●はもともと建設業を営んでおりますが、当該会社の業績拡大や近年多発している豪雨等の自然災害に関する復旧工事の増加により既存の資材置き場では手狭となったことから、既存の資材置き場に近く運搬に便利な申請地を譲り受け、資材置き場とするために申請をするものでございます。なおこちらの 1 件については令和 7 年 4 月総会の農振除外案件、及び 900 m²を超えますので農地専門部会長報告案件となります。続いて費用面ですが、土地取得費■■■万■■■円のための総額■■■万■■■円となります。なお、こちらについてはすでに資材置き場的に使っており、違反転用扱いとなりますので、費用面についても、土地取得費のみの発生となっております。続いて、要件ですが当該地は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第 1 種農地に該当するため原則として許可できませんが、既存施設の拡張に該当するため、許可は可能となります。造成は行いません。法面にはすでに植物が繁茂し表面を保護しているため現状維持として法面措置も行わないとのことでございます。取排水は該当なし。雨水は地下浸透になります。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。ここで 寺嶋 嘉春 農地専門部会長より報告を求めます。

○ 9 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

はい。900 m²を超える議案になりますけれども、その報告をいたしたいというふうに思います。今月の農地転用申請のうち 900 m²を超える案件が 1 件あり、平 博之 副部会長、寒河江会長及び事務局と現地確認をして参りましたので、ご報告いたします。時庭の案件です。現地確認は、6 月 18 日に行いました。申請地は、所有者が〇〇〇〇氏と□□□□氏で、資材置場を設置する計画です。事業者は株式会社●●●●です。位置関係についてです。北側は宅地、一部協伸建設の会社敷地です。南側及び東側は、用悪水路・公衆用道路を挟んで田、西側は、畑及び宅地となっております。申請地は第 1 種農地に該当するため原則として許可できませんが、既存施設の拡張に該当するため許可は可能となります。また建物を設置しないため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。なお事務局から説明があったように、当該地は違反転用を行ってしまった農地です。先日農地専門部会が開催され、その場でも協議されたところでございますが、本来であれば資材置き場を設置する前に転用申請を行い、総会を経て県知事から許可をもらう必要があるのにもかかわらずその手続きを行わず、違法に農地を利用してしまっております。今回については顛末書の提出を受けた形となりますが、本来してはいけなかった事がありますので、今後の違反転用については取り扱いを慎重に進めていくべきであるというふうに思います。また転用申請が行政書士を通して手続きをすることが多いとのことでしたので、行政書士会に対して改めて違反転用に係る周知文を提出することなど、事務局と検討していくとともに、地元の農地は地元で守っていくということを各地区の委員の皆様にもより意識していただきながら、日々の見回りを行っていつてもらえればと考えるところでございます。ということで部会長報告させてもらうわけでありませけれども、最後の方であります。この違反転用というのが最近多く出ております。「顛末書を出せば何とかかなるという考えではだめだ。もうちょっと厳しくしよう」と、運営委員会だったり部会だったり現地確認の時に話したところ

です。こういう建設業界の方や、建物を建てるときに行政書士が入って、やり取りして計画を立てたりしているわけでありまして、行政書士を通せば何とかできるという考えを改めなければならない、というふうに考えているところですので、地元の農地は地元で守るという最後に文章を追加させてもらっていますが、やっぱり農業委員の方々は、地元をこう見ているわけなので、「ここは田んぼだったよね」とか、「ここは畑だったよね」ということを常に意識を持ちながら、そこにはやっぱり埋め戻しだったり農地に土を大盛にしたりしているということも目を配っておかなければ、農地がだんだん少なくなっていくよということでもありますので、そこら辺も考えながら月々のパトロールをお願いしたいなというふうに付け加えたところでもありますので、ご承知おき願いたいというふうに思います。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。ここでちょっと議事を止めて休憩いたします。

休 憩（９：３６）

再 開（９：５３）

○ 寒河江 忠 議長

では、休憩前に復し議事を再開いたします。

事務局の説明及び農地専門部会長の報告は終わりました。農地法第５条第１項の規定による許可申請１件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第２０号 農地法第５条第１項の規定による許可申請２件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第２０号 農地法第５条第１項の規定による許可申請２件について、これを許可することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第５ 議案第２１号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について ４件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第２１号朗読後、説明 —

今回は全体で４件でございます。なお、皆様の方にデータで現地写真を送付させていただいておりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。全体として１番から４番、それぞれあるんですけれども、同一の案件になっておりまして現地写真等で確認いただく通り、山林のような形にもなっておりますので、それらをご覧いただきながらお聞きください。まず１番 芦沢字礼堂の１筆で地目は田、面積が１,７５７㎡でございます。所有者は芦沢在住の〇〇〇〇氏で、現地調査自体は令和７年５月２６日に記載の３名の委員の皆様と実施して参りました。現地調査の結果、「再生困難な農地」と判断をしてきたところでございます。２番及び３番は同じ下伊佐沢字寿沢の案件で、地目はどちらも田で、面積が△△-２の方が５７７㎡、△△-３の方が８,５１７㎡となっております。現地確認の結果、こちらについても「再生困難な農地」と判断をしてきたところでございます。最後４番、上伊佐沢字荒屋敷△△外２４筆、面積の合計が１０,９７５㎡でございます。こちらは所有者が清水町在住の〇〇〇〇氏で、すみません、順番が逆になりますが、地目は田及び畑となっております。こちらについても記載の日付で現地調査を行って参りまして「再生困難な農地」と判断をしてきたところでございます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。これより伊佐沢地区の報告をお願いいたします。番号１から３は 平子 良之 委員をお願いいたします。

○ 1 平子 良之 委員

はい。1 番から 3 番につきまして現地調査の結果をご報告いたします。

1 番の芦沢の農地は、緑が丘斎場の東側の道を南に下った道路沿いにある土地であります。皆様のお手元にある写真からわかる通り、すでに農地という状況ではなく、かなり荒廃している状況です。この農地の道路向かいの農地については、耕作されているのですが、その道路を挟んで反対の農地の周辺はどこも同じような状況になっているため復元の見込みがなく、非農地として判断して参りました。次に番号の 2 番・3 番ですが、この 2 筆につきましては県道の 248 号線から南陽市へ向かう道路の途中に位置している土地で、ちょうど道向かいに“◇◇◇◇◇◇◇◇”がある農地でございます。こちらについては、以前は農地として使っていたわけですが、現在は写真の通り四方を木に囲まれているような状況で現状の図面の通りであることから、復元の見込みがないということで非農地と判断して参りました。以上でございます。

○ 寒河江 忠 議長

続いて、番号 4 について、渋谷 吉介 委員 をお願いいたします。

○ 7 渋谷 吉介 委員

はい。番号 4 の方をご説明いたします。実は伊佐沢地区は、下伊佐沢、芦沢、中伊佐沢とありまして、“上伊佐沢”となっておりますけども、これは最近といいますか、10 年か 15 年前は、例えば上の台地区っていうと小学校がある辺り、館久保っていうと信号機がある十字路付近、元の◆◆◆◆◆とかその辺になっています。あと上伊佐沢っていうと、うちのところ、あと山の神・大石とあったわけですけど、部落はあるのですが、もう上の台から大石・山の神はもう全部上伊佐沢になりました。それで、今回は“上伊佐沢”とありますけど“大石”だというふうにご理解していただきたいと思います。

議案番号 4 についてご報告いたします。○○○○さん所有の計 25 筆について、具体的には大石周辺に位置する農地でございます。位置関係は△△△△の△△△△と森から△△の△△に抜ける△△△△線沿いだというふうに解釈してください。しかしながら、皆様に配られている、上から見てもわかると思いますが、いずれも山の中に位置する農地となります。特に”田之入”から東側の農地については、もう進入路がなく入り込むことができなかったため、航空写真及び周辺の状況から判断をしなくてはならないという状況でもありました。冒頭申し上げました通り、いずれの農地の山の中に位置する農地であり、すでに農地の様相は呈していないものと思われると同時に、農地に復元できる見込みもないということで、非農地と判断して参りました。以上で上伊佐沢関係の報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び、伊佐沢各地区の報告が終わりました。

利用状況調査に伴う農地非農地の判断 4 件について ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第 21 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について 4 件を非農地と判断することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第 21 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について 4 件を非農地と判断することに決定いたします。

以上をもちまして、令和 7 年第 6 回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 10 : 02

上記のとおり、令和7年第6回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年6月25日

議 長	会 長	_____	⑩
議事録署名委員	1 番	_____	⑩
議事録署名委員	2 番	_____	⑩